

別 紙

小規模保育所適用保育単価表

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費 加算額（第2欄）			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
17/100 地 域	20人 まで	設 置	乳 児	227,400	26,140	21,780	17,420	8,710
			1, 2 歳 児	156,000	17,570	14,640	11,700	5,850
		未 設 置	3 歳 児	102,940	11,570	9,640	7,710	3,850
			4 歳 以上 児	95,800	10,720	8,930	7,140	3,570
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	203,220	23,060	19,220	15,370	7,680
			1, 2 歳 児	130,380	14,490	12,080	9,650	4,820
		未 設 置	3 歳 児	77,320	8,490	7,080	5,660	2,820
			4 歳 以上 児	70,180	7,640	6,370	5,090	2,540
14/100 地 域	20人 まで	設 置	乳 児	222,510	25,540	21,280	17,030	8,510
			1, 2 歳 児	152,750	17,170	14,310	11,450	5,720
		未 設 置	3 歳 児	100,830	11,310	9,420	7,540	3,760
			4 歳 以上 児	93,860	10,480	8,730	6,990	3,490
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	198,850	22,700	18,920	15,130	7,560
			1, 2 歳 児	129,090	14,330	11,950	9,550	4,770
		未 設 置	3 歳 児	77,170	8,470	7,060	5,640	2,810
			4 歳 以上 児	70,200	7,640	6,370	5,090	2,540
12/100 地 域	20人 まで	設 置	乳 児	219,240	25,160	20,970	16,760	8,380
			1, 2 歳 児	150,580	16,920	14,100	11,270	5,630
		未 設 置	3 歳 児	99,420	11,150	9,290	7,420	3,710
			4 歳 以上 児	92,560	10,330	8,610	6,880	3,440
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	194,720	22,210	18,510	14,800	7,400
			1, 2 歳 児	126,060	13,970	11,640	9,310	4,650
		未 設 置	3 歳 児	74,900	8,200	6,830	5,460	2,730
			4 歳 以上 児	68,040	7,380	6,150	4,920	2,460
11/100 地 域	20人 まで	設 置	乳 児	217,610	24,960	20,800	16,630	8,310
			1, 2 歳 児	149,490	16,780	13,980	11,180	5,580
		未 設 置	3 歳 児	98,720	11,060	9,220	7,370	3,680
			4 歳 以上 児	91,910	10,250	8,540	6,830	3,410
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	193,310	22,040	18,370	14,690	7,340
			1, 2 歳 児	125,190	13,860	11,550	9,240	4,610
		未 設 置	3 歳 児	74,420	8,140	6,790	5,430	2,710
			4 歳 以上 児	67,610	7,330	6,110	4,890	2,440

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
10/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	215,990	24,760	20,640	16,510	8,250
			1, 2 歳 児	148,410	16,650	13,880	11,100	5,550
		未 設 置	3 歳 児	98,020	10,980	9,150	7,320	3,660
			4 歳 以上 児	91,270	10,170	8,480	6,780	3,390
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	193,020	22,010	18,340	14,670	7,330
			1, 2 歳 児	125,440	13,900	11,580	9,260	4,630
		未 設 置	3 歳 児	75,050	8,230	6,850	5,480	2,740
			4 歳 以上 児	68,300	7,420	6,180	4,940	2,470
9/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	214,350	24,560	20,470	16,380	8,180
			1, 2 歳 児	147,320	16,520	13,770	11,010	5,500
		未 設 置	3 歳 児	97,320	10,890	9,080	7,260	3,620
			4 歳 以上 児	90,620	10,090	8,410	6,730	3,360
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	191,560	21,830	18,190	14,550	7,270
			1, 2 歳 児	124,530	13,790	11,490	9,180	4,590
		未 設 置	3 歳 児	74,530	8,160	6,800	5,430	2,710
			4 歳 以上 児	67,830	7,360	6,130	4,900	2,450
8/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	212,720	24,380	20,310	16,250	8,120
			1, 2 歳 児	146,240	16,400	13,660	10,930	5,460
		未 設 置	3 歳 児	96,610	10,810	9,010	7,210	3,600
			4 歳 以上 児	89,970	10,020	8,350	6,680	3,340
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	190,100	21,660	18,040	14,440	7,210
			1, 2 歳 児	123,620	13,680	11,390	9,120	4,550
		未 設 置	3 歳 児	73,990	8,090	6,740	5,400	2,690
			4 歳 以上 児	67,350	7,300	6,080	4,870	2,430
7/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	211,090	24,180	20,140	16,110	8,050
			1, 2 歳 児	145,160	16,260	13,550	10,830	5,410
		未 設 置	3 歳 児	95,920	10,730	8,930	7,140	3,570
			4 歳 以上 児	89,330	9,940	8,280	6,620	3,310
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	187,650	21,370	17,800	14,240	7,110
			1, 2 歳 児	121,720	13,450	11,210	8,960	4,470
		未 設 置	3 歳 児	72,480	7,920	6,590	5,270	2,630
			4 歳 以上 児	65,890	7,130	5,940	4,750	2,370

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置（欠員・無給）の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	基本分 保育単価 (第1欄)	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
					12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
6/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	209,460	23,980	19,990	15,980	7,980
			1, 2 歳 児	144,070	16,130	13,450	10,750	5,370
		未 設 置	3 歳 児	95,210	10,640	8,870	7,090	3,540
			4 歳 以上 児	88,680	9,860	8,220	6,570	3,280
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	187,180	21,310	17,760	14,200	7,090
			1, 2 歳 児	121,790	13,460	11,220	8,970	4,480
		未 設 置	3 歳 児	72,930	7,970	6,640	5,310	2,650
			4 歳 以上 児	66,400	7,190	5,990	4,790	2,390
5/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	207,830	23,780	19,820	15,850	7,920
			1, 2 歳 児	142,980	16,000	13,330	10,660	5,330
		未 設 置	3 歳 児	94,510	10,550	8,790	7,030	3,510
			4 歳 以上 児	88,030	9,780	8,150	6,520	3,260
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	185,730	21,130	17,610	14,080	7,030
			1, 2 歳 児	120,880	13,350	11,120	8,890	4,440
		未 設 置	3 歳 児	72,410	7,900	6,580	5,260	2,620
			4 歳 以上 児	65,930	7,130	5,940	4,750	2,370
3/100 地域	20人 まで	設 置	乳 児	204,570	23,390	19,490	15,590	7,790
			1, 2 歳 児	140,820	15,740	13,110	10,490	5,240
		未 設 置	3 歳 児	93,110	10,390	8,650	6,930	3,460
			4 歳 以上 児	86,740	9,630	8,020	6,420	3,210
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	182,810	20,780	17,320	13,850	6,920
			1, 2 歳 児	119,060	13,130	10,940	8,750	4,370
		未 設 置	3 歳 児	71,350	7,780	6,480	5,190	2,590
			4 歳 以上 児	64,980	7,020	5,850	4,680	2,340
その他 地域	20人 まで	設 置	乳 児	199,670	22,800	19,000	15,200	7,600
			1, 2 歳 児	137,560	15,350	12,790	10,230	5,110
		未 設 置	3 歳 児	91,000	10,130	8,450	6,750	3,370
			4 歳 以上 児	84,790	9,390	7,830	6,260	3,130
	21人 から 30人 まで	設 置	乳 児	177,760	20,180	16,810	13,450	6,720
			1, 2 歳 児	115,650	12,730	10,600	8,480	4,230
		未 設 置	3 歳 児	69,090	7,510	6,260	5,000	2,490
			4 歳 以上 児	62,880	6,770	5,640	4,510	2,250

別紙(参考)

小規模保育所適用保育単価に含まれている管理費

その保育所のその月初日の定員区分	その保育所の長がその月初日において設置又は未設置(欠員・無給)の区分	その月初日の入所児童の年齢区分	管理費
20人まで	設置	乳児	円 14,635
		1, 2	9,492
		3歳	5,891
		4歳以	5,377
	未設置	乳児	14,342
		1, 2	9,199
		3歳	5,598
		4歳以	5,084
21人から30人まで	設置	乳児	13,246
		1, 2	8,103
		3歳	4,502
		4歳以	3,988
	未設置	乳児	13,051
		1, 2	7,908
		3歳	4,307
		4歳以	3,793

(資料27)

(案)

雇児発第 ※ 号の3
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

平成21年度夜間保育所加算分保育単価について

児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の交付要綱については、本日付厚生労働事務次官通知をもって一部改正されたところであるが、同通知の第3の3により夜間保育所（平成12年3月30日児発第298号厚生省児童家庭局長通知「夜間保育所の設置認可等について」により承認されたもの）に適用される加算分保育単価を別紙のとおり定め、平成21年度分について適用することとしたので通知する。

別 紙

夜間保育所加算分保育単価

その保育所の その月初日の 定員区分	年齢区分	加算額	民間施設給与等改善費 加算額(第2欄)			
			12.0% 加算分	10.0% 加算分	8.0% 加算分	4.0% 加算分
20人まで	3歳未満児	円 13,870	円 1,100	円 910	円 730	円 360
	3歳以上児	15,440	1,100	910	730	360
21人から 30人まで	3歳未満児	円 10,810	円 730	円 610	円 480	円 240
	3歳以上児	12,380	730	610	480	240
31人から 40人まで	3歳未満児	円 9,280	円 550	円 450	円 360	円 180
	3歳以上児	10,850	550	450	360	180
41人から 45人まで	3歳未満児	円 8,770	円 480	円 400	円 320	円 160
	3歳以上児	10,340	480	400	320	160
46人から 50人まで	3歳未満児	円 8,360	円 440	円 360	円 290	円 140
	3歳以上児	9,930	440	360	290	140
50人から 60人まで	3歳未満児	円 7,750	円 360	円 300	円 240	円 120
	3歳以上児	9,320	360	300	240	120
61人から 70人まで	3歳未満児	円 7,320	円 310	円 260	円 200	円 100
	3歳以上児	8,880	310	260	200	100
71人から 80人まで	3歳未満児	円 6,990	円 270	円 220	円 180	円 90
	3歳以上児	8,550	270	220	180	90
81人から 90人まで	3歳未満児	円 6,730	円 240	円 200	円 160	円 80
	3歳以上児	8,300	240	200	160	80

夜間保育所加算分保育単価に含まれている事業費

年齢区分	基本分
3歳未満児	円 4,697
3歳以上児	6,263

(資料28)

(案)

雇児発第 ※ 号
平成 ※ 年 ※ 月 ※ 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省
雇用均等・児童家庭局保育課長

「保育所への入所の円滑化について」の一部改正について

標記の平成10年2月13日児保第3号厚生省児童家庭局保育課長通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成21年4月1日から適用することとしたので通知する。

「保育所への入所の円滑化について」（平成10年2月13日児保第3号）の一部改正新旧対照表

○保育所への入所の円滑化について（平成10年2月13日児保第3号）厚生省児童家庭局保育課長通知

改正後	改正前
<p>標記について、本日別途厚生省児童家庭局長から通知されたところであるが、その取扱いについては、下記の事項に留意されたい。</p> <p>一 保育所への入所円滑化対策について 市町村長が実施要綱に基づき定員を超えて保育の実施を行うことのできる児童数等については、以下の通りとする。ただし、実施要綱において定めるとおり、保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であり、定員を超えている状況が恒常的に亘る場合には、定員の見直し等に積極的に取り組むこと。この場合の恒常的に亘るとは、連続する過去の2年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和をいう。）が120%以上の状態をいうものであること。 また、保育所の経営の安定化を図るため、平成21年度の一部改正により、昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」の保育単価表の定員区分の細分化を行ったところであり、定員については入所児童数に応じて見直しを行うこと。</p> <p>(一) 市町村村において待機のある場合に、当分の間、年度当初において定員を超えて保育の実施を行うことができるものである。ただし、こうした保育の実施を行うことのできる児童数は、概ね認可定員に15%を乗じて得た員数の範囲内とする。</p> <p>(二) 略</p> <p>ア 略</p>	<p>標記について、本日別途厚生省児童家庭局長から通知されたところであるが、その取扱いについては、下記の事項に留意されたい。</p> <p>一 保育所への入所円滑化対策について 市町村長が実施要綱に基づき定員を超えて保育の実施を行うことのできる児童数等については、以下の通りとする。ただし、実施要綱において定めるとおり、保育の実施は定員の範囲内で行うことが原則であり、定員を超えている状況が恒常的に亘る場合には、定員の見直し等に積極的に取り組むこと。この場合の恒常的に亘るとは、連続する過去の3年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度内における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和をいう。）が120%以上の状態をいうものであること。</p> <p>(一) 原則として、市町村において待機のある場合に、当分の間、年度当初において定員を超えて保育の実施を行うことができるものである。ただし、こうした保育の実施を行うことのできる児童数は、概ね認可定員に15%を乗じて得た員数の範囲内とする。</p> <p>(二) 年度の途中において定員を超えて保育の実施を行うことのできる児童数は、原則として概ね認可定員に25%を乗じて得た員数の範囲内とする。 ただし、保護者が産後休暇及び育児休業終了後に就業するに際し、休業開始前既に保育所に入所していた児童を当該保育所に入所させる場合</p>

改正前	改正後
<p>イ 新たに養育することとなった児童を休業開始前既に保育所に入所させていた児童と同一の保育所に入所させる場合には、認可定員の25%を乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。また、年度後半(10月以降)は、これらの場合に限らず、認可定員の25%を乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。なお、アの場合に当たっては、例えば同一年度に再入所するような場合に徴収金関係書類の省略や申込書類等の簡素化を図るなど、利用者の負担軽減に資するよう申込手続をできる限り簡素化するよう指導されたい。</p> <p>また、前年度に本制度を適用したことにより、年度の当初において定員を超えている場合は、<u>まず定員の見直しに取り組みむべきものであるが、見直しが困難である場合には、(一)にかかわらず、引き続き保育の実施を行うことができるものとする。</u></p> <p>(三) 都道府県知事・指定都市市長・中核都市市長は、<u>該当施設について指導監査等を通じ児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)及びその他の関係通知に定める基準の遵守状況の把握に留意すること。</u></p> <p>二 私的契約児の入所について 私的契約児については、定員に空きがある場合に、既に入所している児童の保育に支障を生じない範囲で入所させることは差し支えないものであること。</p> <p>三 その他 (一) 本制度の趣旨は、待機児童の状況に鑑み、保育所への入所の一層の円滑化を図ることを目的としており、例えば、意図的に、定員を減員して定員区分を変更しながら、本制度により定員を超えて児童を入所させるなどないよう<u>十分留意すること。</u></p> <p>(二) 都道府県知事は、<u>該当施設から定員の見直しの届出があった場合には、あらかじめ、地域の保育需要の見通し等</u>に関し、市町村長の意見を求めること。</p>	<p>イ 新たに養育することとなった児童を休業開始前既に保育所に入所させていた児童と同一の保育所に入所させる場合には、認可定員の25%を乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。また、年度後半(10月以降)は、これらの場合に限らず、認可定員の25%を乗じて得た員数を超えても差し支えないこと。なお、アの場合に当たっては、例えば同一年度に再入所するような場合に徴収金関係書類の省略や申込書類等の簡素化を図るなど、利用者の負担軽減に資するよう申込手続をできる限り簡素化するよう指導されたい。</p> <p>また、前年度に本制度を適用したことにより、年度の当初において定員を超えている場合は、(一)にかかわらず、引き続き保育の実施を行うことができるものとする。</p> <p>(三) 略</p> <p>二 私的契約児の入所について 略</p> <p>三 その他 (一) 本制度の趣旨は、待機児童の状況に鑑み、保育所への入所の一層の円滑化を図ることを目的としており、例えば、意図的に、定員を減員して定員区分を変更しながら、本制度により定員を超えて児童を入所させるなどないよう<u>にすること。</u></p> <p>(二) <u>前年度において本制度を適用し定員を超えて保育の実施を行い、当該年度においても保育ニーズがあるにもかかわらず、意図的に入所児童数を調整することがないようにすること。</u></p> <p>(三) 略</p>

改正後	改正前
<p>(四) 定員の見直しは、昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」における一般保育単価表の定員区分に見合っ て行われる必要はなく、また、地域事情の変化により定員を減員する場合においても、柔軟に対応するよう努められたいこと。</p> <p>(五) 略</p> <p>(六) 本通知は、平成21年4月1日から適用するものである。 なお、一における定員を超えている状況が恒常的に亘る場合における定員の見直し等の取組は、平成23年4月1日から適用とする。 ただし、平成21年4月1日、平成22年4月1日時点において、連続する過去の3年度間常に定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率（当該年度における各月の初日の在所人員の総和を各月の初日の認可定員の総和で除したものをいう。）が120%以上の場合には定員の見直しに取り組むこと。 (削除)</p>	<p>(三) 定員の見直しは、昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」における一般保育単価表の定員区分に見合っ て行われる必要はなく、また、定員の増員後、地域事情の変化により定員を減員する場合においても、柔軟に対応するよう努められたいこと。</p> <p>(四) 本制度の運用にあたり、実施要綱により難しい場合等があるときには随時当省に協議されたいこと。</p> <p>(五) 本通知は、平成11年4月1日から適用するものであるが、平成11年4月1日以降に入所する児童について、本年度中に入所を承諾する場合に、本通知に従い、定員を超えて保育の実施を行っても差し支えないものであること。</p> <p>(六) 昭和57年8月24日児福第22号「保育所への年度途中における入所について」及び平成4年3月5日児福第6号「育児休業に伴う保育所への年度の途中での円滑な受入れ等について」は、廃止する。</p>

平成21年度 保育対策等促進事業費補助金実施要綱 新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p>都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長 各</p> <p>雇発第06090001号 平成20年6月9日 (雇発第*****号 平成21年*月*日 一部改正)</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>保育対策等促進事業の実施について</p> <p>近年の核家族化の進行、就労形態の多様化等といった社会的背景により、児童とその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育について多様なニーズに対応したサービスが求められている。そこで、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てが出来る環境づくりを総合的に推進するため、保育対策等促進事業を次により実施し、平成21年4月1日より適用することとしたので、本事業の円滑な実施を図られたく通知する。あわせて、貴管内市町村（特別区を含む。）に対して、貴職よりこの旨周知されるようお願いする。なお、本通知の施行に伴い、平成12年3月29日雇発第247号厚生省児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」は、平成20年3月31日限りで廃止する。</p> <p>第1 事業の種類 1 一時預かり事業 2 特定保育事業 3 休日・夜間保育事業 4 病児・病後児保育事業 5 待機児童解消促進事業 6 保育環境改善等事業</p>	<p>都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長 各</p> <p>雇発第06090001号 平成20年6月9日</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>保育対策等促進事業の実施について</p> <p>近年の核家族化の進行、就労形態の多様化等といった社会的背景により、児童とその家族を取り巻く環境が大きく変化している中で、保育について多様なニーズに対応したサービスが求められている。そこで、子育てにおける負担の軽減や仕事と子育ての両立支援など、安心して子育てが出来る環境づくりを総合的に推進するため、保育対策等促進事業を次により実施し、平成20年4月1日より適用することとしたので、本事業の円滑な実施を図られたく通知する。あわせて、貴管内市町村（特別区を含む。）に対して、貴職よりこの旨周知されるようお願いする。なお、本通知の施行に伴い、平成12年3月29日雇発第247号厚生省児童家庭局長通知「保育対策等促進事業の実施について」は、平成20年3月31日限りで廃止する。</p> <p>第1 事業の種類 1 一時・特定保育等事業 2 休日・夜間保育事業 3 病児・病後児保育事業 4 待機児童解消促進等事業 5 保育環境改善等事業</p>